

研究ノート (Study Notes)

文化的記号と文脈が織りなす心理¹⁾

——東日本大震災由来の風評克服のために——

木戸 彩 恵・サトウタツヤ

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構・立命館大学文学部)

Minds Generated by Cultural Signs and Cultural Contexts: Combatting Harmful Rumors after the Great East Japan Earthquake

KIDO Ayae and SATO Tatsuya

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University/
College of Letters, Ritsumeikan University)

This article clarifies the psychological view about the concept of "harmful rumors" that we frequently heard after East Japan's great earthquake disaster, in 2011. We explain that this phenomenon has a special cultural sign structure that damages the absent listener. With that in mind, we discuss the importance of recognizing the problems that rumors cause in a dimension beyond the structure of antagonism between the people who cause the damage and the victims. Finally, we consider what kind of labor and means are necessary to produce signs promoting the recovery of listeners from harmful rumors, using certain cultural-psychological concepts. For this, we introduce several inhibited signs and the structure of a three-dimensional conflict zone between object, sign and subject advocated in Vygotsky's theoretical framework about signs of development (1929). Furthermore, we show several examples of this construct to generate an alternative cultural promotion of signs against harmful rumors.

Key Words : harmful rumor, japanese nuclear plant accident, cultural psychology

キーワード：風評，原子力発電所事故，文化心理学

1. はじめに

ある現象に対する私たちの心理的な見え方－感覚と物理環境－は、必ずしも1:1の対応をしているわけではない。私たちの知覚する世界が

必ずしも物理的世界と対応していないことは多くの錯視研究が明らかにしてきたところである。心理的な見え方にとらわれず現象をより良く理解するためには、多義性の認識やメタレベルでの認識が重要となる。廣井(2009)は、法学と人文科学の学融的分野としての司法臨床の事実の多面的認識を論じるにあたって、「本来、それ自体に特別な意味を持たない事実が、『問題』や『紛争』とされるのは、人と人の相互作用の過程

1) 本稿は、2012年6月4日に福島大学で行った講演「風評被害の心理学に向かうための試論／私論」を再構成したものである。

において、その事実に独自の意味が付与されることによる。そうした『問題』や『紛争』を解決するためには、全体的なコンテクストに基づいてその事実の意味を理解していかなければならない。部分としての問題を解決するためにも、部分と全体の有機的な理解が必要となる（p21）」と述べている。このことは、複雑な要因が混交し、必然的に多領域間の協働が必要とされる東日本大震災にまつわる問題にも適用できるだろう。

本稿では、東日本大震災後に私たちがよく耳にするようになった「風評」概念が含意する心理的なものの見方を明らかにし、そのうえで復興に向けたものの見方の転換の可能性を検討する。その際には、第一に、これまでの風評研究をもとに風評の定義と経緯を明らかにする。第二に、風評の背景を検討し、次いで風評をうわざと見なした場合、情報の曖昧さと重要さから生じる情報不信のメカニズムとそれを克服する為の宛先概念の援用を提案する。最後に、風評を心理学的に理解する枠組みを提示すべく、「危険の囲い込み」「二次的行為としての風評」について文化心理学の立場から論じる。より具体的には、社会的状況の変容とともにある文化的記号概念および、その組み替え・再配置の重要性を強調して論じる。

II. 風評の定義と経緯

風評は人々の社会生活に深刻な影響をもたらす。今回の大震災においても、様々な業種で風評被害が話題となった。それにも関わらず風評に関する学術研究や議論がほとんど尽くされていないのが現状である。風評問題に関してはその歴史や事例、発生メカニズム、発生地域におけるアンケート調査など数少ない報告があるのみであり、震災時における風評被害と効果的な防止対策に関する研究は決して多くない（吉成・大内, 2011）。そのため、ここでは数少ない風評

研究の中でも、その歴史性に着目した関谷(2011)の記述を中心に風評についてひもといてみる。風評被害は、「戦後、もともとは原子力が関連する事故において「安全である」にも関わらず、その土地の食品・商品・土地の関係者が被る被害、原子力損害賠償法で補償されない経済的被害として問題とされ始めたものである（関谷, 2011 : p300）」と定義されている。平成23年8月5日に公表された東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針にも、原子力損害にあたる損害類型の一つに、「いわゆる風評被害」（文末資料参照）が設定されている（原子力損害賠償実務研究会, 2011）。

関谷(2011)によれば風評被害が補償されるようになった経緯は以下の通りである（表1）。

表1 風評被害が補償されるようになった経緯

年	出来事
1974年	原子力船むつの放射線漏れ事故
1981年	敦賀原子力発電所事故 この後、原子力発電の立地において、地元自治体と原子力事業者が結ぶ「安全協定」に風評被害が明文化される。
1999年	東海村 JCO 臨界事故 154億円の経済的被害に対して原子力損害賠償法で補償がなされた。

1974年に原子力船むつの放射線漏れ事故が、1981年に敦賀原子力発電所事故がおきたが、その際に明示的な被害でないものは補償されないという問題が起きた。その後、原子力発電の立地において、自治体と原子力事業者が安全協定を結ぶ際に風評被害に対する補償を明文化するように求められるようになった。そして1999年の東海村 JCO 臨界事故の折には、原子力損害賠償法に基づき賠償がなされた。つまり、賠償法で補償されない事項を安全協定などで明文化し

て問題を構成していった結果、賠償法そのものの解釈が変わったという経緯がある。さらに、風評被害という概念は、1990年代にナホトカ号重油流出事故（1997年）や所沢ダイオキシン報道（1999年）などに使用され、社会的にも一般化していくこととなった。これは、新聞報道における「風評」という用語使用の頻度にも反映されている。今後のより詳しい分析が必要だが朝日新聞デジタル「聞蔵」を用いた私たちのパイロット的な調査によれば、1984年から現在に至るまでの新聞記事において「風評」という用語の使用頻度は、1980年代では58件、1990年代では731件、2000年代では2926件、2010年から現在においては3960件と単純に上昇し続けていることがわかっている。

さて、表1から風評被害対応がその初期において事故に対する金銭補償に限られていたことがわかるのだが、関谷（2011）は、現在の「風評被害」を「ある社会問題が報道されることによって本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害（p302）」と定義している。これは、風評被害が、第一義的に経済的被害として見なされていることを前提としつつも、2007年に起こった新潟中越沖地震をはじめとする地震災害による観光業の風評被害発生のメカニズムを検討し、災害の後遺症的要因があることを見出した長尾・岸野・大内（2006）の知見とも一致する。

東日本大震災由来の風評に対する対策は、復興庁によっても早くから意識されていた。これは、2011年7月21日付けの「東日本大震災からの復興の基本方針骨子案」（電子政府、2013a）において、風評被害払拭へ向けた放射性物質に関する情報の開示、情報コミュニケーションの活性化、そして産業支援対策が盛り込まれていたことから明らかである。ただし、政府の取り組みは必ずしも上手くいったとはいえない。

なぜなら東日本大震災後の「風評被害」は、先に述べた定義のような様々な経済的な諸領域に及ぶだけではなく、特定の場所としての被災地との距離によって複合的な様相を示すからである。これもまた関谷（2011）のまとめにしたがって紹介しておきたい（表2）。

表2 東日本大震災後の風評被害

観点	出来事
1. 危険でない地域の危険視	福島原発30キロ圏内と隣接市への物流がストップしたこと。
2. 被災地の商品の意味づけ／価値づけ	安全基準を満たしているものが危険視されたこと。平時に流通しえたモノが市場価値を失ったこと。
3. 旅行・投資の抑制	海外の人が日本を危険視したこと。

第一に、危険でない地域をその地域以外の人々が危険視することである。実際に、原発30キロ圏内は危険だからそこには支援物資も持っていない、あるいは、福島ナンバーをつけている車を受け入れないといった事が起こった。これは、風評の元の定義が、危険でないものを危険視することによって生じる経済的被害という意味にも通ずる。第二に、被災地の商品の意味づけ／価値づけである。安全とされるものを危険視するということが、今回の場合には東日本大震災以前ならば流通していたものが市場価値を失った。小松・石井・小山（2012）によると、福島県産農作物の市場流通は、事故後の4月に出荷制限などが公表され、市場でも混乱が広がったが、5月に入り多くの品目への制限が解除されたことで、市場での取り扱いも復調しつつあった。しかし、7月に汚染稲わら問題が起きたことにより、牛肉の価格が暴落する事態に発展した。それは農作物にも影響を与え、「福島県のモノの流通は、7月初旬は平年並の価格水準で流

通がはじまったものの、汚染稲わら問題を契機とした福島県産買い控えの影響をダイレクトに受け、価格が大暴落した（例年の市場価格1,600円／5kgが525円／5kg（8月12日）と4分の1まで急落）。第三に、海外の人が日本を危険視し、それが旅行や投資の抑制に繋がった。危険が大き見積もられ、国が小さ見積もられると、危険だから渡航を控えようという気持ちが生まれる。海外からの渡航は、訪日客数は2011年4月の-62.5%をピークに訪日客数が著しく減少したことも事実である（日本政府観光局（JNTO）、2013）。

こうした観点から風評被害を整理すると、表2の1から3に向かうにつれ、地理的に拡大し、その影響を受ける人も拡大していることが分かる。そして、被災地以外に住む私たちも実はいずれかのレベルで風評の「被害者」であり、同時に、様々な様相において「加害者」である可能性があることが分かる。さらに、今後も無意識に「加害者」となる危険性があることが分かる。だが、ここで加害・被害という二分法を単純にあてはめて良いのか、という問題がおきる。以下で検討していきたい。

III. 風評の心理学—加害者不在の被害

風評の背景と被害の苦しさ 風評を心理学的に捉える為に、その背景となる被害の過大視と国土の縮小視に相関があるか否かを吟味することが必要である。私たちは危険を囲い込むことによって安心をつくりだし、危険とされるもしくは自分が危険と考える事柄に対して行動を抑制する。先の表2の1と2は、ある地域あるいは商品以外は安全だと思いたいが故に福島と名指された地域に危険を囲い込んでいる。また、3は危険を日本という領域に囲い込むといった構造をもつ。危険を囲い込まないと、何が安全か危険か分からず、全てを危険だと考えなければ

いけない状況に陥ってしまう。結果として、危険と考えるものに対する経済支出が控えられることになれば経済的被害の原因にもなりうる。

なぜなら、社会・文化的文脈の未定性(uncertainty)が強い状態の中で、人が行動をうまくマネジメントすることが難しいからである。将来的な見通しが立たない状況においては、漠然とした危機感ないしは不安感が生まれ、不安感が社会を動かす原動力となる。これが『『不安が不安を呼ぶ』という不安感の拡大再生産の過程』となる（松原、2007）。そのために危険を囲い込もうとする心理が生まれるのではないだろうか。危険の囲い込みは、人が自らの行動を自由化するための重要な機能を持つ心理メカニズムとして考えることが可能であり、今後何らかの形で検証していきたい。

いわゆる風評被害は経済的被害として存在するが、意識的に加害者となっている人が存在しないという特徴をもつ。被害があるから、加害が存在するという直接的関係よりむしろ、人々はただ買いたくないものは買わないだけと考える方が妥当である。あるいは、社会に対する深刻な「相互不信」をもち、他の社会構成員の行動に対する基本的な信頼を失い、見知らぬ他者の「悪意」や未知の危険に怯えているだけ（梅崎、2010）という言い方もできる。こうした態度はいずれも「**に住む人を痛めつけるために農産物を買わない」というような形式を取っていないことは明らかであり、加害を行っていると考え人は少ないのである。自らを風評「加害者」と考えている人がいないこと—つまり、加害と被害が非対称の構造をもつこと—ここにこそ、風評を被害—加害の単純な経済的な問題として考える限界がある。次節では、被害—加害の観点から「風評」をさらに検討した上で、風評問題に心理学的な思考がいかに貢献できるかを考察する。

大谷（2010）は、被害者の苦しみとケアの考

察のなかで、「被害の内容」（「どんな被害か」に答えるもの）と「被害を受けたこと」（「被害とは何か」）を区分した。被害者には加害によって規定されてしまう不自由さ、ままたらなさや不安全感がある。この不自由さゆえに、被害を受けた者は、害を受けた／与えられたことの理由を探ろうとする。それにより、「なぜ望んでもいない害を与えられた被害者の私が理由を探らなければならないのか」、「このような状況にしたのは誰か」と加害が想起されることになる。被害を考える上では、被害者の人間としての回復、その後の人生の心理的サポートを考えることも重要な観点となる。それは、加害を基点に思考が循環せざるを得ない不自由さ、つまり被害者であることの「不自由さ」、「ままたらなさ」が「被害者の苦しみ」だからである。

なお、先に加害者はいないと明言したが、可視化されていない（隠れた）加害者はいるかもしれない。そして、隠れた加害者により、悪いのは（安全なのに安心しない）非被災地にいる一般消費者であるという言説が生み出される。本稿の目的は風評被害の真の加害者を突き詰めることではないため、加害者に関する言明は避けるが、非被災地の一般市民・国民を加害者にして利益を得る者がいるとすれば、そのセクターが加害者であると仮定することは穏当である。何か嘘だと仮定した場合には、その嘘で利益を得る人は誰かを考える必要があるのである。

情報不信とうわさ 情報は正しいと主張する人がいても、情報源が正しいとは思われず信頼されていなければその情報は結局のところ曖昧と捉えられる。そしてそこに風評が生じる。多くの場合、風評を克服する言説として「正確な情報を出している。安全だから、安心せよ。」と言われる。しかし、それは情報を出す側の言い分にすぎず効果はない。もしそれが正確だと、市民・国民が判断していたのであればそもそも風評は

生まれなはずだからである。

残念ながら東日本大震災後の放射能事故に関しては、「情報源への不信」が起きてしまった。原発事故では、文部科学省原子力安全課所管の“SPEEDI”が測定した各地の飛散放射線値の公表を3ヵ月以上も放置した（岩本、2013）。事故後2ヵ月ほど経ってから政府が公表した「放射性物質の拡散と市民への被爆問題」では、事故後直ちに政府が関係地域の住民に対して避難指示を行わなかった理由として、「地域住民がパニックになること」があげられていた。真実の情報提供が、逆に混乱を引き起こし、大事故・二次災害に繋がるというのが情報提供側（政府側）の論理である。実際に、福島県でも県庁に設置された国の電子力災害対策本部において、県民への正当な情報提供が混乱を招くとの理由で放射線量の上昇情報の改ざんや公表時期の遅延が行われていたようである。また、農林水産省は、2012年4月21日に食品業界に対し、食品に含まれる放射性物質について過剰に厳しい独自の安全基準を設けないように要請した。政府が基準をだした後に、民間でより厳密な基準を設けた結果、二重基準になり生産者側の負担が増したことから、「過剰規制と消費段階の混乱を避けるため」の対応を求めたのである。これに対し、民間基準は取引を活性化するために行う苦肉の策であると、政府に対する非難が殺到した。

人々が安心・安全のための情報収集を行うために重要なのは、得ようとする情報のプラス面とマイナス面のバランスの良い情報収集である。都合の悪い情報も情報収集の対象となる（清野、2012）。これに関連して、社会心理学の古典にうわさの法則（Allport & Postman, 1947）という考え方がある。うわさの法則は、 R （rumor：うわさの流布） $\sim I$ （importance：情報の重要さ） $\times A$ （ambiguity：情報の曖昧さ）という定式により表される。うわさの法則によれば、うわさ

の流布は、曖昧さと重要さの積に比例し、そのいずれかがゼロだの場合にはうわさにならないとされる。曖昧だが重要ではないことの例としてサトウ(2004)は歯ブラシの品質を挙げている。歯ブラシの品質について、どの製品がいいか確信をもって人に語る人はいないため、企業はコマーシャルなどを駆使して自社製品の良さを説明する必要があるのである。

東日本大震災由来の風評に立ち返って考えると、食物や人命(Life)に関する情報の重要さは大きく、ゼロにすることは不可能である。一方、曖昧さがなければうわさにならないのだが、実際に風評が生じているという事は、東日本大震災由来の放射能に関する情報が曖昧であることを強く示唆する。

情報の曖昧さの原因は主に送り手側にある。災害社会学者 Tierney (2008) はエリート・パニックという言葉で提唱した。これは主に公的機関や、通常一定の権力を行使できる立場にいる人々が災害時には往々にしてパニックに陥る例がみられる現象を概念化したもので、その背景には権力の喪失と自らの正統性の喪失に対する恐れがあるとされる。エリートこそがパニックを恐れ、パニックを引き起こし、さらに彼ら自身がパニックに陥る (Clarke & Chess, 2008) ために情報を出さないという決断するのである。

うわさの法則を基盤とした心理学の視点からは、正確な情報を出してパニックが生じるとは考えにくい。多くの場合、ある情報に接した結果、情報に翻弄されたり、突飛な行動に出たりと、常軌を逸脱するようなことにはならず、政府及び関係機関が指摘するような形で原子力災害時における情報提供により国民が直ちにパニックに陥るようなことはないはずである (清野, 2012)。しかし、エリートと呼ばれる人々は正確な情報を出すとパニックになると判断した。そして、情報の信頼性が損なわれ、政府から発信される情報は曖昧だと市民・国民が考えるよう

になった。こうした文脈のなかで、風評被害がおきたと仮説を立てられる。

情報の「宛先」 心理学には宛先 (Bakhtin, 1986) という概念がある。この概念は、情報を誰に届けるのか、届ける相手分かるような伝え方をしなければ情報を届けたことにならないことを示すものである。現状でも、東日本大震災由来の、特に放射能に関する情報は、曖昧であるといわれ続けている。福島圏以外の人々は福島からの情報を曖昧だと思い、日本以外の人たちは日本からの情報を曖昧だと思い、その情報との対話の糸口を閉ざしている。

梅崎 (2010) は、人々の共生は、差異を尊重しつつも、疑いなく存在する共通点を見出して対話の基点とすることによってのみ可能であろうと述べている。そのためには、対話を可能にするための情報共有が欠かせない。だが、情報は信頼されていないのが現状であるなら、それは決して実現されないだろう。

こうした状況に対して、復興庁は、2013年4月2日に「原子力災害による風評を含む影響への対策パッケージ」を公表しているが、そこで挙げられている、放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化の対象は広く国民一般、子育て世代・学校関係者などと設定されているだけである (電子政府, 2013b)。しかし、福島に関係する人、福島を支援したい人、福島のことを怖がっている人、福島について無関心な人、様々な受け手がいることが現実にある以上、各々の宛先に対して適切な方法で情報を届ける必要がある。なぜなら、宛先を考慮に入れた情報発信により共有される情報は増し、対話が促進され、無理解に由来する風評被害的状況はなくなると期待されるからである。

著者らは講義や講座等の機会に福島県の農産物に対する認識を問うアンケート調査を行い、同時に生産者のインタビューを元に構成したビ

デオレターを流し、生産者の生の声を受講者に届ける試みや義援金の協力の呼びかけを行っている。このような取り組みから、「何かしたいと思っていたがそのきっかけを掴めなかった」という人や「福島にまた関心をもつようになった」という受講者からのフィードバックを多く得ている。こうした取り組みの必要性を宛先概念は示唆しているのである。

個人の行動を決定する判断 福島原発事故以前に私たちは、原子力発電というシステム全体について、曖昧で、危険かもしれないけれどもどちらかと問われれば安全だろうという認識の世界を生きていた。原発事故以降は、安全かもしれないが危険だろうという世界で生きている。そのため、あらゆる行動が手控えられる傾向がある。個人が危険だと感じるものを購入しないという姿勢に対して「絶対の安心はないのだから、極論はやめるべき」、「正確な情報を流せば不安は消える」という言い方があるが、個人は「絶対」の安全がないことをよく知っている。我々の生活は、喫煙と発ガン、車の運転と交通事故というように、ある程度の危険にさらされている。ただ、特定のものごとについて非常に過敏にならざるを得なくなった、というだけなのである。

冒頭でも述べたように、「私たちは、外界のことを果たして正確に認識できているのか？」と問われると、心理学者は「出来ていない」と答える。例えば、音の大きさ（ボリューム）について考えてみよう。音の物理的大きさはゼロから量的に増えていくが、聞こえるか聞こえないかという質の違いは、ゼロイチの判断である。つまり、物理量は漸近的に増えたとしても判断は質的な違い（ゼロイチ）として認識されるのが人間の心理である。心理学ではこれを絶対閾という。風評現象に関する心理学的な問題が蓄積されておらず、過去の教訓が活かされなかったが、次に備えるという意味からも不安や曖昧

さから生じる風評と人々の行動決定のメカニズムを考察する必要があるだろう。

IV. 風評理解の心理学に向けて

危険の囲い込み 本稿では、風評について、主に社会心理学のうわさという現象からアプローチを試みた。そして、風評が生じた場合に危険地域を囲い込むことで、個人の生活と危険を切り離し、危険地域以外は安全だとみなし、安心しようとする心理メカニズムがあることを明らかにした。具体的に、東日本大震災由来の放射能汚染に関しては、以下の3つのレベルで危険が囲い込まれている。

表3 東日本大震災由来の放射能汚染の危険の
囲い込みレベル（表2を改変）

1. 30キロ圏外に住む人が30キロ圏内を危険なものとして確定する。
2. 被災地以外の人々が、被災地を危険なものとして確定する。
3. 日本以外の人々が、日本を危険なものとして確定する。

危険の囲い込みは、個人が関係している場所／問題だからこそ起こりうる。原発30キロ圏外の地域に住む人は30キロ圏内に危険を囲い込みたいと考え、被災地以外の人々は東北に危険を囲い込みたいと考え、海外に住む人は日本に危険を囲い込みたいのである。危険の囲い込みは、個人と政府やマスメディア、生産者などの意向が対話的に生じた。こう考えると、風評というナラティブが構成され、それが新たな社会・文化的文脈を創りだしていると考えられる。

なお、危険の囲い込みで重要なのは危険を遠ざけることであり、遠ざけたものが実際に危険かどうかは問題ではない。遠ざけたものが結果的に安全であっても問題ではなく心理的安心を確保できることが重要なのである。こうした場

合に、何か抑制記号（何かをしない記号）として働き、それが「マスター・ナラティブ（支配的言説）」を生み出し見えない壁を作っているのである。これに関連して黒田（2013）は、福島と関西の学生を対象とした東日本大震災後の購買行動についてのインタビュー調査を実施し、関西の学生が問題を自分から切り離れた上で、やや楽観的に捉える傾向があることを明らかにした。ただしこの場合にも、被災地を復興したいという思いは福島の学生と同程度あるという結果が得られており、決して関西の学生が被災地の問題に無関心であるわけではないということは、留意しておく必要がある。

二次的行為としての風評 放射能汚染については、その影響について時間的見通しが不可欠であり、メディアで繰り返し報道された「直ちに危険ではない」という言明自体が将来の未定さ（Uncertainty）を増幅し、行動の抑制を起こしている可能性がある。岩井（2006）は、災害後の心理変化を災害の全貌が把握できず対処行動をとれない「呆然自失期」、連携して災害後の状況に対処しようとする「ハネムーン期」、作業効率の低下する「幻滅期」で成り立つとしている。これを踏まえて、黒田（2013）は、東日本大震災に限っていえば、「一般に出来事自体は過去の出来事であって復興も始まっていると感じられているが、原発事故・放射能といった場合には終わりがみえない状況であり変化の「呆然自失期」から抜け出せていない状態である。一方で、被災地以外からはすでに「幻滅期」から抜け出し、回復に向かっていると捉えられているのではないかと述べている。つまり、風評の克服に取り組む現地の人たちにとっての時間的展望とそれ以外の人々の時間的展望の違いもまた、危険の囲い込みを生み出す一つの要因となっているのかもしれないのである。

一般の人々の行動から買い物を一次的（プラ

イマリ）な経済活動だと考えれば、風評は二次的・副次的（セカンダリー）な行為である。風評による被害は、経済活動としての損害がたとえ明示的なものであったとしても、加害行為としてみれば「二次的・副次的」な現象でしかない。だが、二次的・副次的な行為の結果としてある地域の品物が売れない、特定の地域への観光客が減少するという事は事実であり、その影響は小さくない。

「放射能が怖いから**産の食べ物は買わない」という言葉が耳に届く。発言する個人に（人を傷つけることが目的ではないという意味で）悪気がなくとも、悪気のない行動が人を傷つけるという意味では、風評は被害者を「なんで被害にあったのか!」と責め立てるような行為に近い。すなわち、被害は直接的（経済レベルで被害が現前している）だが加害は間接的（意識レベルで加害が存在していない）なのである。

セカンダリーな行為であるという点に風評の特殊性がある。風評は従来、加害—被害の枠組みで捉えられてきたが、そこに単純な対応関係が存在するわけではない。特に、危険を避けるという意味で安心感を得ている人々が、利害関係を想定しているとは考えにくい。行為を被害—加害という枠組みで捉えた時に突然自らが「意図せざる加害者」となっているという構造があるのである。

二次的・副次的な行為は直接行動ではなく、意味や記号に媒介された行為である。このように捉えると、意味や記号に関連する理論に従って考究することから、風評へのアプローチを考えることができるかもしれない。心理学にはVygotsky（1929）によって提唱された記号の心理学という考え方がある。記号の心理学では、私たちは対象と直接的に対峙するのではなく、記号を媒介して対象と対峙すると考える。道具・言語・記号を利用することによって、一媒介を利用することによって—利用しない場合よりも

はるかに効率よくその行動を行うことができる（高取，2009）。

たとえば，物体としての机はどのように認識してもいいはずだが，明らかにそれを見たときに机という記号が立ち現れ，私たちの机に対する接し方は記号によって決定される。これを図式化したものが，図1である。

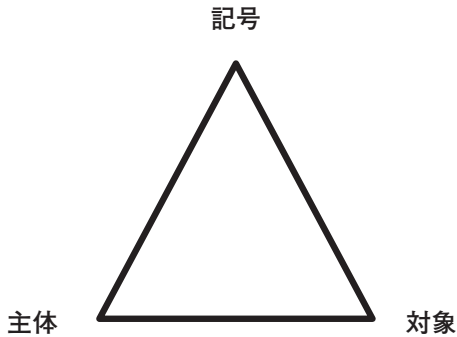


図1 主体・記号・対象の三角形

記号は文化を創りだす。東日本大震災後，福島農産物に関しては，危険（なもの）という記号が媒介している。人々は福島農産物に対して，危険なものを遠ざける，ということしか意識していないのではないだろうか。海外から見れば，日本という対象が危険という記号によって媒介されているのである。

そして，複数の記号が重層的に折り重なり配置されることで，人々の行為をガイドするのであれば，それは文化となる。東日本大震災では，福島や日本を巡って新しい文化が立ち上がってしまい，「許される行動の範囲」が変容した。したがって，ローカルな文化の中で，どのような記号が活性化し，人々の行動がどのように許容され，また抑制されているかを探る必要がある。

抑制的記号・促進的記号という概念からみた風評の克服 ローカルな文化ないし文化的文脈を検討した上で，個人の動機や欲望を抑制し，行動を起こさせない社会の仕組みを打ち壊すため

の方略を考えることが，風評による膠着状態の打開には必要である。そのために，個人が「できることをできるように」促進する記号を配置することが重要になる。2011年，私たちは多くの海外の研究者を招聘しており，彼らは家族同伴で来日する予定であった。しかし，大震災後には同伴者のキャンセルが相次いだ。ある研究者が「5才の娘に反対された」という理由で来日を秋に延期し，しかも単身で来日した。一方，ある研究者は娘さんとともに来日した。その娘さんはいわゆるアニメオタクであり，地震や原発事故という記号ではなく，アニメという記号を媒介させて日本を見ていたのである。なお，文化的記号は必ずしもアニメやサブカルチャーに限ったことではない。日本国内なら，NHKの大河ドラマ「八重のさくら」，より広くは東北の地酒なども文化的記号となる。すなわち，人を動かす力をもつ媒介を介在させることが重要なのである。

ここから教訓を得るなら，風評を克服するには，新しい社会・文化的文脈のもと機能する促進的記号の配置とそれを実現するための宛先性の配慮が必要だということである。経済の領域では経験経済という概念がある（Pine II, & Gilmore, 1999）。これは消費を押し付けたり，遊興費を出させたりしているのではない，経験を提供しているという考え方のことである。同様に，風評について経済の問題として「物が売れない」という結果を考えるだけでなく，いつ・どこで・どのように経験を提供することによって人々の復興支援意識を刺激できるのかを考えていく必要がある。

なお，その際に風評をうわさとする立場からは，情報の曖昧さをゼロにするための工夫が必要であることを最後に強調しておきたい。先にも述べたが，著者らは大学での講義において福島の果樹園農家の人々の現状を関西の学生に声やイメージで届けるような教育を行うと効果

的であると確信した。今後はこうした教育手法の効果についても検討していきたいと考えている。

生江 (2011) は東日本大震災以後の人々の日常を論じるなかで被災地から離れた場所では、第一に危機意識の希薄さ、認識不足が、第二に当事者意識の乏しさがあると指摘する。生江 (2011) が指摘するように反射的に被災地は危険と捉えて思考も判断も停止させるのではなく、人が「何かをしたい、そのために何ができるか」を考えるための努力－記号の発生レベルを変化させるための努力－を意識的に試みることで、私たちの行為は変容するだろう。

V. 今後の課題と展望

本論文は東日本大震災に由来する風評被害という現象を考えるために、心理学、特に社会心理学や文化心理学の立場から検討を行ったものである。

本稿での議論から、より有効かつ汎用な理論構築を目指すためには、「風評」一般と東日本大震災由来の「風評」では実際にどのような違いがあったのか、それらを理論的にどのように分析して捉える事ができるのかを明らかにすることが何をにおいても重要な課題となるだろう。

一般に、風評はリスクコミュニケーションの問題と考えられている。そしてリスクコミュニケーションの問題は、個人的選択と社会的論争の2つの事態に大きく分けて考えることができる。個人的選択は、ある問題に直面した時に、それに関する情報を手に入れ、リスクにいかに対応するかという個人の判断であり、個人が決定した際には争いはおきない。それに対して社会的論争においては、ある問題の解決・選択をめぐる判断に際して、利害関係者が多数で利害や価値観が対立することがしばしば起こり、合意形成が難しくなる (安藤・杉浦, 2012)。また、

風評被害が取りざたされそれを克服しようとする際には「風評に惑わされる人は愚か」「正しい情報があればよい」というような「知識の欠如モデル (佐藤, 2005 参照)」が採用され、風評によるリスクと被害の補償に関する議論が行われることが多かった。それは、被害が一時的であり、回復や復旧に対する見通し、代替的な選択を比較的短期間のうちに見出すことができるものであったためだと考えられる。

一方、今回の東日本大震災由来の風評に関しては、放射能汚染のような目に見えない不安や恐怖、確実な見通しや展望のもてなさが問題となっているように見え、その意味でこれまでの短期間の風評被害の問題とは異なる問題が生じているようにもみうけられる。東日本大震災由来の風評は、文化心理学における記号の発生という観点を取り入れる事で、自然・人工災害とその後の風評に対して、レジリエンスの強化をめざすための有効かつ汎用な理論構築の必要性を訴えかけていると私たちは考えている。

謝辞

本稿の執筆に至るまでに、福島県の関係者の方々から多くの示唆を頂きました。また、査読者の方々からも有益なコメントを頂きました。記して感謝の意を表します。

引用文献

- Allport, G.A. & Postman, L. (1947) *The Psychology of Rumor*. New York: Henry Holt and Company.
 南博 (訳) (1952) 「デマの心理学」. 岩波書店.
 安藤香織・杉浦淳吉 (2012) 「暮らしの中の社会心理学」. ナカニシヤ出版.
 Bakhtin, M. M. (1986) The problem of speech genres. Emerson, C. & Holquist M. (Eds.)
 McGee, V. W. (Trs.) *Speech Genres and Other Late Essays*. Austin: University of Texas Press.
 Clarke, L. & Chess, C. (2008) *Elites and panic: More*

to fear than fear itself. *Social Forces*, 87, 993-1014.

電子政府 (2013a) 東日本大震災からの復興の基本方針骨子案. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/siryout2.pdf> (2013年4月27日)

電子政府 (2013b) 原子力災害による風評を含む影響への対策パッケージ. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/2542.html> (2013年4月27日)

原子力損害賠償実務研究会 (編) (2011) 「原子力損害賠償の実務」. 民事法研究会.

廣井亮一 (2009) 「司法臨床の方法」. 金剛出版.

岩井圭司 (2006) 自然災害 (総論と災害準備). 金吉晴 (編) 「心的トラウマの理解とケア第二版」. じほう.

岩本由輝 (2013) 400年目の烈震・大津波と東京電力福島第一原発の事故. 岩本由輝 (編) 歴史としての東日本大震災——口碑伝承をおろそかにするなかれ. 3-97.

生江明 (2011) 非日常が日常の姿を露わに照らし出す一断章・東日本大震災が私たちに教えるもの. 三好亜矢子・生江明 (編) 「3.11以後を生きるヒント——普段着の市民による『支縁の思考』」. 新評論.

小松未知・石井秀樹・小山良太 (編) (2012) 「放射能汚染から食と農の再生を」. 家の光協会.

黒田絢子 (2013) 東日本大震災後の購買行動についての研究——福島と関西の大学生, 双方の視点から——. 立命館大学文学部卒業論文, 未公開.

松原芳博 (2007) 国民の意識が生み出す犯罪と刑罰. *世界*, 761, 53-63.

長尾光悦・岸野豊・大内東 (2006) 新潟県中越地震風評被害に対する越後湯沢の取り組み. *観光情報学会誌*, 2, 30-40.

日本政府観光局 (JNTO) (2013) 訪日外客の動向. http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/pdf/marketingdata_tourists_after_vj.pdf. (2013年4月27日)

大谷通高 (2010) 犯罪被害者の救済におけるケア・試論——<被害>についての考察から. *生存学研究センター報告*, 11, 196-223.

Pine II, B. J. & Gilmore, J. H., (1999) *The Experience Economy: Work is Theatre & Every Business a Stage*. Harvard Business School Press. 岡本慶一・小高尚子 (訳) 「[新訳] 経験経済—脱コモディティ化のマーケティング戦略」. ダイアモンド社.

サトウタツヤ (2004) うわさとパニック. *立命館人間科学研究*, 7, 193-203.

佐藤達哉 (2005) 「科学的」根拠と社会の反応の関係. *科学*, 75, 66-69. (サトウタツヤ (2012) 「学融とモード論の心理学」新曜社に再掲)

清野正哉 (2012) 「福島第一原発事故を契機に市民のための安心・安全情報の取り方」. 中央経済社.

関谷直也 (2011) 「大震災後の社会学」. 講談社.

鈴木浩 (2012) 福島第1原発事故と福島における復興の道. 後藤康夫・森岡孝二・八木紀一郎 (編) 「いま福島で考える——震災・原発問題と社会科学の責任」. 桜井書店.

Solnit, R. (2009) *A Paradise Built in Hell*. Frederick Hill Bonnie Nadell: Literary Agency.

高取憲一郎 (2009) 「社会と心——新ヴィゴツキー派の視点」. 三学出版.

Tierney, K. (2008) Hurricane Katrina: Catastrophic impacts and alarming lessons. Quigley, J. M. & Rosenthal, A. (Eds.) *Risking House and Home: Disasters, Cities, Public Policy*. California: Berkeley Public Policy Press.

梅崎進哉 (2010) 厳罰化・被害者問題と刑法の存在理由. 森尾亮・森川恭剛・岡田行雄 (編) 「人間回復の刑事法学」. 日本評論社.

Vygotsky, L. S. (1929) The problem of the cultural development of the child II. *Journal of Genetic Psychology*, 36, 415-434.

吉成昇・大内東 (2011) 災害復旧における産業廃棄物処理業者のインテリジェンス活動——東日本大震災の事例を通じて——. *インテリジェンスマネジメント*, 3, 27-42.

資料

いわゆる風評被害

(原子力損害賠償実務研究会, 2011)

1. 一般的基準

(指針)

I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの, この中間指針で「風評被害」とは, 報道等により広く知らされた事実によって, 商品またはサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え, 取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

Ⅱ)「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、嫌厭したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

Ⅲ) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、業種や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

①各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害(Ⅳ)に相当する被害をいう。(以下同じ。)は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。
②①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証

し、Ⅱ)の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。

Ⅳ) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

①営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用(商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等)

②就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給付等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③検査費用(物)

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

(2013. 1. 21 受稿) (2013. 7. 16 受理)